

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売却、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要 県と連携した国際交流事業の実施に係る業務を委託する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本契約は、県がこれまで促進してきた国際交流をより深めるため、海外からの賓客や文化・芸術関係者等の来訪者受入支援やJETプログラム参加者・留学生等の受入支援を行う業務を委託するものである。</p> <p>これについては、これまで県として積み重ねてきた国際交流の歴史・ノウハウはもとより、海外からの来訪者のおもてなしにおいては、状況に応じ迅速・的確に対応できる体制を持つことが必要である。加えて、留学生やJETプログラム参加者等の受入においては外国人向けの生活支援についてノウハウやきめ細やかな対応が求められる。このように、本業務では、確かなノウハウと十分な経験をもって遂行できる者に業務を委託する必要がある。</p> <p>よって、本業務を効果的かつ確実に実施するため、価格競争により契約の相手方を選定するのではなく、上記条件を充足した者を契約の相手方とする必要がある。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>本業務の契約の相手方として想定する（公財）岐阜県国際交流センター（以下「同センター」）は、平成元年に、地域の国際交流活動を推進する中核組織として県が設立した団体であり、県内すべての市町村国際交流協会とつながるなど県施策に連動した国際交流事業を行うほか、県内の在住外国人に向けたきめ細かな支援事業を行ってきた経験を有している。</p> <p>また、岐阜・リトアニア友好協会や岐阜・ベトナム友好協会の事務局を務めるなど県の友好国関係者とのネットワークを有しており、過去の交流の歴史・ノウハウを踏まえた対応を行うことができるほか、県が友好交流を進める中国や県内在住者が多いブラジル等の地域出身の外国籍職員4名を含む国際交流業務の経験を有する職員が在籍し、海外からの来訪者や留学生等の受入支援にあたり、先方のニーズに応じた柔軟な対応ができる体制を整えている。</p> <p>上記条件を持ちあわせた団体は同センターにおいて他になく、本契約は同センターを契約の相手方とすることが適當である。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。